

小値賀町議会第四回臨時会は、平成二十三年十一月二十一日午後二時三十分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番  
立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近  
石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤  
隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育  
教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

二、欠席議員 なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	筒井
教長	西英
総務課長	久之
財政課長	中西
建設課長	中川
教育次長	尾崎
	孝裕
	三司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議事局長	大岩
議事書記	坪田
	百一
	合夫

## 五、議事日程

小値賀町議会第四回臨時会

平成二十三年十一月二十一日（月曜日）

午後二時三十分

開会

- 第一 会議録署名議員指名（近藤育雄議員・松屋治郎議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第五三号 工事請負契約の変更について（小値賀小学校校舎解体工事）
- 第四 議案第五四号 工事請負契約の締結について（小値賀小中学校校舎建設工事）
- 第五 議案第五五号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第五六号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第七 議員派遣の件について

午後二時三十分開会

議長（立石隆教）　こんには。

ただいまから平成二十三年小値賀町議会第四回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・近藤育雄議員、二番・松屋治郎議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第五三号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町　　長

町長（西　浩三）　皆さん、こんには。

早速、議案第五三号、工事請負契約の変更についてのご説明をいたします。

小値賀小学校校舎解体工事に係る請負契約につきまして、去る平成二十三年八月二十二日に入札を行い、『株式会社友建設』が落札し、契約額六千六百十五万円で、議会の議決を得て、請負契約を締結しておりましたが、破砕コンクリートの

一部を新校舎から中学校グラウンドへの連絡通路の下部工として溜池に流用することにより廃棄物処理の必要が無くなったこと、また、足場工において一部設置の足場設置の必要が無くなりましたので、それぞれ減額をいたしております。

以上のことにより、設計変更及び請負契約の変更が必要となりますので、現契約額から、四百九十三万二千九百円を減額した、六千二百一十一万七千七百円で工事請負契約を変更いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、契約工期は十一月二十五日までといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤 議員

**九番（伊藤忠之）** コンクリートがらです、あれは、もう橋を造らないで通路、道路で使うということでしたけども、コンクリートを剥ぐ場合にですね、小学校の上に雨漏り用のボンドが塗っちゃったです、その分は綺麗に剥いだ所と剥げなかった所があると聞いたんですが、その防水の防腐剤が付いたままのがらでも、通路のあれには、道路には使用できるとですかね。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

解体した小学校の校舎の屋上には、アスファルト防水ということで防水処理がされてたと思うんですけども、出来るだけそのアスファルト防水辺りですね、入ったコンクリートはなるべくなら、耕作にも影響が出る可能性もありますので、なるべくなら使わないということ、一応、入れる時の材料については、一応、検査をしまして池の中には投入をいたしております。

**議長（立石隆教）** 伊藤 議員

**九番（伊藤忠之）** 例えば、今その雨漏り用の防腐剤を塗ったままでも使用しても、別に、その通路のあれの下積みするコンクリートに、あれは影響は無いんですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

現在、小学校を解体する前は、雨水辺りはですね、雨水の排水については、全部、今の池の中に入るようになっておりましたので、一応、アスファルト防水の上に溜まった水が雨樋を通して池の中に流れるという状況は、今までもありましたので、それは影響は殆ど無いというふうに思います。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） ちょっと私が心配したのは、例えば、防腐剤が付いたままのやつを入れてですね、そこを結局、水が行ったり来たりした時に溶けて、外れてですね、それが結構、水の流れを悪くするんじゃないかなと思ったもんですから、その点はもう大丈夫ですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） アスファルト防水自体はかなり劣化しておりますので、硬化しておりますので、流れ出て水が通りが悪くなるということは無いと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

八番（岩坪義光） この解体工事に伴い、材木の破砕ですね、あれがある場所に野積みにしてありますけども、あれは、いずれ搬出するんでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

うちの方の設計では、木材は島外に搬出する予定にいたしておりましたけれども、それで設計しておりますけれども、一応、業者の方がチップ材、チップをする機械を他所からリースして来まして、有効利用しようということで、木材をチップ化しております。そのチップをですね、一応、畑の堆肥として、今から利用したいということで届出がっておりますので、うちの方も了解をいたしております。

議長（立石隆教） 岩坪議員

八番（岩坪義光） 今、建設課長の話の中では、この木材も搬出する予算の中に入っていたとすれば、結局、再利用すると

いうことは、その予算も安く上がるということですか。結局、搬出せん…。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

機械をリースした時のですね、リースして木材チップにする費用と、それと、うちの方が当初設計でみてました島外に搬出する費用とを比較した場合に、リースして小値賀でチップをするのが、かなりちよつと高くなったものですから、うちの設計としては、当初の設計どおり島外搬出ということで、そっちの方が安くなるものですから、その設計どおりで、そのまま島外搬出ということにしますけれども、業者はそういうふうにして、また再利用したいということで、ちよつと高いんですけれども、そういうふうな導入をいたしております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五三号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五三号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五四号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長 長

町長（西 浩三） 議案第五四号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

今回の小中学校校舎建設工事につきましては、経済、社会の国際化に対応できる「おちかつ子」の育成や、小中合同校舎建設という心身に大きな差がある子どもたちが、共に学ぶ学校形態など、かつてない教育環境整備の重要性から、設計段階からプロポーザル方式を採用し、関係者の様々なご意見を取り入れながら設計を終えております。

工事の施工に関しましても「子どもたちの工事現場見学会」や「工事だより」の発行を計画しております、「小値賀の学校づくり」を町民皆様と共有してまいりたいと考えております。

今回、契約案件として上程しております工事内容は、外構工事を除く建築、電気、機械設備工事としておりまして、大規模工事となることから、二社による整備、JV（ジョイントベンチャー）方式を採用しております。

十一月十六日に入札を行い、『上滝・みなと建設特定建設工事共同企業体』が落札し、入札書記載金額七億八千三百三十一万三千円に消費税を加算した金額八億二千二百四十七万八千六百五十円で契約を締結したので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は来年、平成二十四年十二月三日までを予定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

土川 議員

五番（土川重佳） 七億八千三百万で、税込の八億二千二百万ということですけども、この工事の落札率を教えてください。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 落札率ということでございますけども、これからまた変更等が出てまいりますと、落札率を掛けることになりまして、申し訳ありませんが公表は差し控えさせていただきたいと思っております。



議長（立石隆教） 土川 議員

五番（土川重佳） 今、町長がちよつと公表を…。その工事の増減、増ですね、縮減等ありますけど、現時点の、その入札率は言えないんですか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） この落札率がですね、後から数字を変更する時に、この率を使って変更してまいります。そういうことで、今、数字を言うと、先がずつと、その数字がついて回るもんですから、公表を控えさせていただきたいと思えます。これは、従来から、そういうことでやっているはずでございます。そういうことで、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（立石隆教） 土川 議員

五番（土川重佳） 町長がそうおっしゃるのならば、判ります。

私も、この議場に来て「落札率をちよつと言えない。」という言葉を使ったのが、私は多分、記憶で初めてなんですよね。私も、町長が職員時代からのことは、ちよつと知りませんが、私も議場に入ってから、今の答弁はちよつと初めて聞いたもんで、ただ、今の現状のことは、ただ、私としては「言えないのですか。」ということば言いよつとですけども…。

議長（立石隆教） 町長、少しそこら辺のこういう問題が、もうちよつと具体的にですよ、「こういう場合がありますので。」ということの説明を加えていただけますか。

建設課 長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ただいま町長から答弁がありましたけれども、ちよつと補足してご説明したいと思えます。

今回の工事が進んでいきます段階で、工事の請負契約の変更をする必要が出てきます。それで、設計変更額にですね、変更が出てきた場合に、今の業者さんと請負契約の変更を結ぶ必要が出てきます。その時に、ある一定の金額の増額変更をした場合はですね、また見積書をその業者さんから貰って見積入札をするような形になります。その時に、設計変更額に今の入札率を掛けた金額が予定価格になります。ですから、その予定価格以下で変更請負の契約を結ぶような形になりますので、その額が業者さんに分かればですね、ちよつと、まずいことになりますので、今回は控えさせていただきたいと思っております。

工事が終わった段階とか決算時には、これは言えると思います。

議長（立石隆教） 土川 議員

五番（土川重佳） 私としては、理解します。どうも。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） ただいまの落札率ですね。これは非常に秘密性の高い、先程も言いますように、予定価格が全て逆算すれば予定価格が出ますんでね。それで、是非とも、その落札率を聞きたいということであれば、秘密会を開いて、そこで議論して、その結果は議員一人、そしてまた関係者も外部に漏らしてはならないと、もしも漏らした場合処罰の対象になりますんで、そういう秘密会も開くことも出来るんですが、敢えて、そういうことは今回はしないでも良いんじゃないかとも思いますけども、もしも秘密会をするということになれば、ご説明できますか、町長。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） すみませんけど、それを秘密会と言われても…。先程、事務的に説明をしましたんで、事務的に答えれば、ちよつと、まづいなというふうに思っておりますので、是非、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（立石隆教） ただいまの件については、議会の方が秘密会を開いて、それをやるということであれば、当然、執行部は答えるべきだと思います。

続いてどうぞ。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 町長がそこまで言うなら敢えてあれですけども、今回の落札業者ですね。『上滝』と『みなと建設』、これは『上滝さん』の方は何回か小値賀でも仕事をした事がある業者と伺ってますが、この『みなと建設』にしては、ちよつと私が記憶にありませんので、その請負会社としては大丈夫ですか。そこら辺をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

今までの建築工事の場合の指名には、大体『みなと建設』というの最近ずつと入っているんですけども、おそらく今までの実績としましては、「新小浜団地」の建築辺りで『みなと建設』が入って来てたと思います。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） それから、町長の最初の説明のとおりですね、本体と電気、機械、そしてプールの棟なんかが含まれてますけれども、これは当然、概算の方は担当課長から、この前、説明がありましたんで、大体九億五千万という金額ですけども、それよりも当然、入札の方はだいぶん下がってますね、大まかなあれで言えば、落札率は大幅に下がっている訳ですけども、どの点が、大体が良いです。細かい数字は、また「言えない。」と多分言いますから。大体が良いですから、その下がった要因は、本体の中の、また建設か電気か機械かということ。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 大変、難しいご質問だと思います。

それですね、私が内訳書を見てないものですから、ちょっとお答えが出来ないんですけども、うちが外構を外しているというのは、一番最後になってどうなるかなと、その配置は変わらないと思いますけども、工事によっては、ここも舗装した方がよいなどか出て来る可能性があるものですから、外構を外している訳でございます。あととは企業努力といいますが、そういうことで、この入札した積算の結果がですね、こういう数字になったんだろうと思います。

そういうことで、全体工事とすれば、当然、よっぽど無制限、議会に、この前、お示しました金額より当然、総事業費は下がるんじゃないかという、そういう考えを持っております。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

建設の本体、電気設備、どこが下がったのかと言われても、ちょっと私の方では内容については各業者さんが、今回、建築、機械、電気、その他ということで一括した一本の設計書の中に見積もって入札されるものですから、中の詳細はちよつと分からないんですけども、各業者さんの要するに見積単価とかですね、そういうのが企業が努力すれば、これだけ下げれるという範囲の中で、各業者さんが入札をされたと思うんで、そういうところで色んな差が出て来ていると思います。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 業者の企業努力といいますが、そういう答弁でしたけども、九億五千万の中でちよつと消費税も入れている八億二千万程に下がってますんで、随分辛抱したなという感じを受けますけども、これから行政としてですね、工事、勿論、材料の品質も検査するのも当然ですが、工事に手抜きの無いように管理を充分にしていただきたいと思えます。取り敢

えず二億ぐらい減つてますんですね、簡単に二億も中々辛抱できないんじゃないかと思えますんで、そこら辺の行政としての指導を、管理をよろしくお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） おそらく二億も幾らも下がっているということは無いと思います。

議会に説明をしたのは、おそらく総事業費で話をしていると思いますので、今度の場合は、頭から外構工事は外れてますんで、そういう、でかい金額ではありませんので、誤解の無いようお願いをしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

岩 坪 議 員

八番（岩坪義光） この工事の工期は、前、説明を受けたんですけど、ちょっと十二月の何日まででしたかね、来年度の。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今の予定では、三日までということになっております。

議長（立石隆教） 岩 坪 議 員

八番（岩坪義光） 十二月三日までということですけども、工期が延びなければ冬休みに生徒は移動するだろうと思えますけども、冬休みも相中に正月なんか入って一週間ぐらいは公務員辺りも休み、学校の先生達も休みですけども、引越は大丈夫ですか、教育長。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

学校、教育委員会、それから小学校、中学校の校長とは、来年の十二月には出来上がるという話はいたしております。

引越しのことも話しておりますけども、まだ確実なところではございませんので、引越しについては、教育委員会、それから各学校とも、よく協議を重ねて、それと、町長も提案理由の中で申し上げましたけども、子どもたちもプロポーザルで設計に關しましては関わっておりますので、そこら辺も十分、協議を重ねた上で、引越しについては決めたいと思っております。

議長（立石隆教） 岩 坪 議 員

八番（岩坪義光） 子どもたちも楽しみにしておりますので、工期が延びないように、また町長と建設課長もその点をよろ



建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この議案がとりましたら契約、ですから入札後、七日以内に契約して、それから更に七日以内に着工ということに規定がなっておりますので、その間で着工されると思います。

議長（立石隆教） 近藤議員

一番（近藤育雄） はい、分かりました。

今年中に始まるということで、この結構、私は大型工事とみているんですけども、期間が長いですよ、一年間。それも、町内の主要道路というか、本通りを資材の運搬ですけども、大型ダンプ辺りが結構、行ったり来たりする。これが一年間近く掛かると思います。以前、他の業者ですけども、ダンプが結構な猛スピードです、道を走っていて危ないなと思ったところが過去何度かあるんですけども、今回のこの長期間で町内のメイン道路を結構使って走ると、子どもの通学路でもあるし、そこら辺の安全対策、例えば何十キロ以内とかですね、そこら辺まで堅く言えないかもしれませんが、監督下として十分に、この安全対策ですか、スピード出しすぎるなとか、そういった指導はされる訳ですよ。それを是非、お願いしたいと思うんですけど。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

今回の契約が済みますと、最初に関係者の会議を行ないます。施行業者のですね。そういう会議の中で安全対策ということ、今までもそうですけれども、今回は特に学校に関わる、通学路に関わることで、特にそこら辺の注意を十分しまして、安全対策には注意したいと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 先程、品質の問題について、ご意見ありましたけども、設計事務所は管理までを含みますか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 今回の小中学校の合同校舎の建設工事の施行管理といたしまして、設計委託をしておりまして『環境設計工房』と施行管理の方も委託をいたしております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五四号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第五四号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

**日程第五、議案第五五号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 長

**町長(西 浩三)** 議案第五五号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

平成二十三年九月三十日、人事院は、国会及び内閣に対し、例年同様、公務と民間の給与を比較した結果、公務が民間を上回ったため、国家公務員給与の俸給表の引き下げ改定を勧告しております。

改定は、民間の給与水準を上回っている五十歳代を中心に、四十歳代以上を念頭に行なうこととし、これにより、職員の年間給与は、平均で一萬五千元、〇・二三%の引き下げとなり、三年連続の引き下げという勧告になっております。

これを受けまして、月例給において、民間との較差〇・二三%を減額するもので、期末勤勉手当については、今回は改正

はいたしません。

また、給与構造改革における経過措置額（元給補償）については、百分の九九・五九を百分の九九・一（減額改定対象職員以外の職員にあつては、百分の九九・三四）に改めるものでございます。

なお、この減額調整につきましては、十二月期の期末手当、支給日が十二月九日でございますので、それまでに改訂して調整する必要がありますので、本臨時会にご提案した次第でございます。

附則として、この条例の施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）としております。

以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

**九番（伊藤忠之）** ただいまの町長の説明で、四十歳以上を対象ということですが、これについて行政職とそれから医療職、そして海事職の対象者が何名ずつか、答弁お願いします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（西村久之）** 全職員でございます。

（しばらく間あり）

失礼しました。

四十歳以上ということですか？

今回の改定は、主に四十歳から五十歳、多いの方が減額が多いんですけども、対象者は全職員ということになります。

**議長（立石隆教）** 伊藤議員

**九番（伊藤忠之）** それではですね、四十歳から五十歳までの以上の対象者を月額はいいですけども、全体としてどのくらい減額になりますか。それと、対象外の職員ですね、そういった人達の減額でもなってますんで、その年額であれば、分



かればお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

これは述べますとですね、全職員を述べますと大体八百九十九円になります。全職員を述べますとですね、月額ですけども。それから、四十歳以上となりますと大体、級で言いますと、三級から六級までというふうになりますけども、その一番大きい額で三級の方が一千百円、四級の方が一千五百円、五級の方が一千七百元、六級の方が二千元、一番大きく減額するということであれば、その金額になります。

それと対象外と言いますのは、今回の場合の改定対象外というのは、中途採用の職員で、計算しますと、その額よりも小さくなりますので、その人は期末勤勉、支給対象にはならないということでございます。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） その月額も分かるんですが、行政全体での金額は分かりますか。調べてない？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

その点は、ちよつと今、計算しておりません。

しばらく休憩します。

（執行部、一時退席）

（別室にて、全協）

―	休	午	三	八	―
―	再	後	時	分	―
―	開	後	時	四	―
―		三	時	十六	―
―		分			―

（執行部、再度入室）

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 先程、今年度の減額分の総額を答弁をお願いしたんですが、未だ手元に資料が無いということでありま

したが、総額が分かればお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

今年度分につきましては、三十九万七百七十一円になります。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 今回といいますか、小値賀町全体の職員給与は、県全体としても確かに低いと思うんですが、現在のラスパイレスの係数は、分かればお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

九一・二でございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五五号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
この表決は、起立によって行います。

議案第五五号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第五五号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第五六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

議案第五五号同様、人事院の勧告を受けまして、月例給においては、民間との較差〇・二三%を減額するものでございまして、期末勤勉手当については、今回は改正をいたしません。なお、この減額調整につきましても、十二月期の期末手当で実施をいたします。

附則として、この条例の施行期日は、五五号議案同様、公布の日の属する月の翌月の初日からの施行としております。

以上、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第五六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第五六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、十一月二十二日、二十三日の「二〇〇海里の森づくり・植樹」への研修会に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。  
以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十三年小値賀町議会第四回臨時会を閉会いたします。

― 午後 三時五十二分 閉会 ―